日本交通学会発表申込・投稿規程（2016年度版）

１．目的

１．１　本規程は、研究報告会における発表申込に関する諸事項を定める。

１．２　本規程は、年報『交通学研究』への投稿に関する諸事項を定める。

１．３　寄稿などの依頼原稿等については本規程を適用しない。

１．４　研究報告会発表申込および投稿に関して、本規程に定められていない事項については、他の規程等に従う。ただし、規程等に定めがない場合には、理事会および編集委員会において決定する。

２．発表申込要件

２．１　原則として、本学会の正会員および学生会員は研究報告会発表申込を行う資格を有する。

２．２　非会員である場合には、発表申込時点あるいはそれ以前に入会申込書を学会事務局に提出することにより、研究報告会発表申込を行うことができる。

２．３　２名以上で発表を行う場合には、発表者全員が２．１項あるいは２．２項の条件を満たさなければならない。

３．投稿要件

３．１　原則として、当該年度を含め過去2回の研究報告会における発表者のみが年報『交通学研究』へ投稿する資格を有する。例えば、2016年度は2015～16年度の研究報告会での発表者を対象とする。前年度に不採択とされた論文も改稿後に投稿できる。

３．２　２名以上で発表を行った場合には、発表時の発表者の記載順序は投稿時のそれと同じでなければならない。また、発表者と執筆者は同一でなければならない。

４．会費納入要件

４．１　原則として、前年度までの会費を完納している正会員および学生会員が研究報告会発表申込を行う資格を有する。

４．２　ただし、２．２項に該当する非会員にはこの規定を適用しない。

４．３　原則として、本年度までの会費を完納している正会員および学生会員が年報『交通学研究』へ投稿する資格を有する。

５．研究報告会発表申込料金

５．１　研究報告会における発表を採択された者は、定められた期日までに別に定められた研究報告会発表申込料金を支払わなければならない。

５．２　研究報告会発表申込料金を支払わない場合には、発表の採択を取り消す。

５．３　一度納入された研究報告会発表申込料金は返金しない。

６．予稿および年報の原稿執筆

６．１　予稿原稿および年報投稿原稿は、日本交通学会執筆要項に従って執筆されなければならない。

６．２　日本交通学会執筆要項に従わない原稿は受け付けない。

７．著作権の帰属（譲渡）

７．１ 論文集(『交通学研究』)に掲載された著作物の著作権は日本交通学会に帰属（譲渡）するものとする。

７．２ 日本交通学会は、上記著作物または他の情報媒体（電子媒体を含む）を通じて、当該著作物およびその書誌情報を公表することができる。著者が『交通学研究』に掲載された著作物を他に転載するときは事前に学会事務局に申し出るものとし、学会事務局は速やかに編集委員会に諮ることとする。

８．その他

８．１　発表申込の採否は、編集委員会規程等に基づき、編集委員会において決定する。

８．２　投稿論文の採否（『交通学研究』への掲載の採否）は、編集委員会規程、査読要領等に基づき、編集委員会において決定する。

８．３　発表申込の採否および投稿論文の採否に関して、申込者および執筆者は異議を申し立てることはできない。また、編集委員会は、発表申込および投稿論文の採否に関して、申込者および執筆者等に対して、編集委員会規程および査読要領等に規定されている項目等を除き、一切の回答および説明を行うことはできない。

2016年6月4日 年報編集委員会承認